

下諏訪町観光振興局

飲食事業者等経営支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により諏訪地域の感染警戒レベルが5に引き上げられ「新型コロナウイルス特別警報II」が発出されたことに伴い、大きな影響を受けている町内の飲食店事業者、宿泊事業者及び観光事業者等に対して支援金を支給します。

次のいずれかに該当し、令和3年4月16日以前から営業する町内事業者が対象となります。

飲食店事業者

町内で常設の店舗を有して飲食店を営業している事業者


宿泊事業者

町内において旅館ホテル及び簡易宿所を営業する事業者

観光事業者等

タクシー事業者、貸切バス事業者、土産物店、日帰り温泉、旅行業等

事業概要

支援金額 (給付額)	一律 10万円	
申請期間	令和3年 5月17日 (月)～令和3年 6月30日 (水)	
以下の申請書類をそろえて申請窓口まで提出してください。 (1) 飲食事業者等経営支援金交付申請(請求)書 (2) 営業活動を行っていることがわかる書類 (3) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し(見開きページ) (4) 免許証または保険証等の写し (5) 直近の経理帳簿の写し (6) 【飲食店事業者及び宿泊事業者】「信州の安心なお店」認証制度への登録に係る認証申請書の写し (7) 【飲食店事業者のみ】飲食店営業の許可証の写し (8) 【宿泊事業者のみ】旅館業許可証の写し及び旅館業経営許可申請書の写し		信州の安心なお店認証制度  長野県が定めた感染対策の取組みを講じている事業者の認証制度です。
【法人】	直近の法人町民税確定申告書の写し	
【個人事業主】	直近の所得税確定申告書の写しまたは町県民税申告書の写し	

詳細は、ホームページまたは下記までお問合せください。

お問い合わせ・申請窓口

土・日・祝日を除く 午前9:00～午後5:00

下諏訪町観光振興局 〒393-0015 諏訪郡下諏訪町 3289 番地
 電話 0266-27-1800 FAX 0266-78-0023 メール info@shimosuwa.or.jp

下諏訪町産業振興課 〒393-8501 諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8
 電話 0266-27-1111 (273、274) FAX 0266-28-1511 メール syoukou@town.shimosuwa.lg.jp

窓口の混雑を緩和するため、郵送による申請にご協力ください。